

島根地方最低賃金審議会 第427回会議 議事要旨

開催日時	令和4年8月9日(火) 午後11時15分～午後11時42分		
開催場所	島根労働局専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 4人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 5人
主要議題	1 島根県最低賃金について 専門部会報告、採決、答申		
議 事 要 旨			
<p>1 会長が、本日の会議は議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。</p> <p>2 会長が、専門部会の経過、専門部会報告書が議決されたことを説明した。</p> <p>3 賃金室長が、専門部会における審議の概要及び専門部会報告書について説明した。</p> <p>4 会長が、島根県最低賃金について、専門部会報告書のとおり「引き上げ額33円とし、1時間857円、効力発生日は法定どおりとする。」として、挙手による採決を行った。</p> <p>5 採決の結果、(会長を除き)賛成6名、反対3名であったことから、専門部会報告書のとおり決定、決議された。</p> <p>6 島根県最低賃金の改正決定に関する答申文案が審議され、議決された。 なお、答申文には以下4点の附帯決議が付された。</p> <p>(1) 社会保険料負担を企業規模に応じた累進性に変更の上、中小零細企業の負担を軽減すること。</p> <p>(2) 島根地方最低賃金審議会の審議を鑑み、全国規模(47都道府県公労使委員代表参加)で「地方最低賃金審議会の在り方検討会」を開催すること。</p> <p>(3) 下請け・孫請け等、商取引において、立場の弱くなりがちな中小零細企業が、原材料や燃料・人件費等高騰を適正に価格転嫁出来るよう対策を講じること。</p> <p>(4) 中小零細企業等、経営基盤の脆弱な企業や新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けている企業、産業へ支援措置の強化を行うこと。</p> <p>7 賃金室長補佐が意見申出の公示、申出がなされた場合の本審の日程等について説明した。</p> <p>8 会長が、これまでの審議を総括し、コロナ禍・物価の高騰などの中、今年は過去最高の引上げ額となり、最賃引上げに伴う支援策の一層の取り組み、早急な取り組みについて事務局へ要望を行い、閉会とした。</p>			

